

【新規就農時】農地法第3条許可申請に必要な書類について

新規就農時における農地法第3条許可申請時に必要な書類のチェックリストです。

「要否」欄に「要」とある書類がすべて揃っているか、申請書提出前にご確認ください。

| 番号 | 要否 | 必要書類 | 備考 |
|----|----|---|--|
| 1 | 要 | 許可申請書（2部、認印、捺印） | 案件毎に作成が必要です。 （利用権設定において、相続人が譲渡人の場合は、持分記入等、書き方が異なりますので別途ご相談ください） |
| 2 | 要 | 別添（1部） | 記入マニュアルをご覧ください。 |
| 3 | 要 | 権利を取得しようとする土地の、法務局で交付される 全部事項証明書 | 松山地方法務局宇和島支局で取得出来ます。 |
| 4 | 要 | 副申書 | 譲受人の地区担当農業委員（もしくは農地利用最適化推進委員）の署名・捺印 |
| 5 | 要 | 新規就農計画書（1部） | 例示はありませんので、それぞれが思うところを記入してください。 |
| 6 | 要 | 公図（対象農地に印を付けてください） | 松山地方法務局宇和島支局で取得出来ます。 |
| 7 | 要 | 位置図（地番を記入してください） | 申請後の農地確認に必要なため、ゼンリン等の地図に対象農地を赤で囲み、農地の地番をご記入ください。 |
| 8 | ※ | 賃貸借契約書の写し（賃貸借の場合） | 契約締結後、すみやかに提出してください。 |

「要否」の確認は事前に農業委員会におたずねください。

（場合により、必要となる書類）

| | | | |
|---|---|------------------------------|--|
| 9 | ① | 住民票（住所が移転している経緯が全てわかる除籍の附票等） | 全部事項証明書記載住所と現住所が異なる。もしくは譲受人または被設定者の住所が市外である場合等に必要です。 |
| | ② | 所有者と相続人の相続関係が明確に分かるもの | 賃貸借、使用貸借等で、所有者と譲渡人が異なる場合に必要です。 |
| | ③ | その他必要書類 | 農地や地図などについての補足資料等 |

提出締切日：毎月15日（次の月初めに開催される定例総会に上程）

※15日が休日等の場合：その前日が締切日となります。

総会審議後許可が下り次第、はがき等でご連絡いたしますので許可書の交付を受けるようお願いいたします。